

環第 254 号
平成20年 5月27日

船橋市長 藤代孝七 様

千葉県知事 堂 本 暁 子

船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書に対する
意見(通知)

平成20年1月11日付けで送付のあった標記方法書について、千葉県環境影響評価条例第10条第1項の規定により、次のとおり意見を述べます。

当該事業の内容及びその周辺の環境を踏まえ、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について慎重に検討したところ、下記事項について所要の措置を講ずる必要があります。

当該事業は、船橋市北部清掃工場の隣接地に一般廃棄物焼却等施設を設置する事業ですが、事業者から提出された方法書においては、対象事業の処理方式を2方式より選定するとしていることから、施設の配置や構造、余熱の有効利用など事業特性の詳細が明らかになっていない状況です。このため、処理方式の選定及び施設の設計に当たっては環境への影響を十分に配慮するとともに、環境影響評価の実施に当たっては、採用した処理方式の特性等を踏まえ、必要に応じて選定した項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を適正に行うようお願いします。また、既存の廃棄物焼却施設及びその周辺の環境の状況に関する調査結果を有効に利用するようお願いします。

さらに、環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を基に、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかという観点から検討し、対象事業の実施に伴う環境影響についてできる限り回避・低減するよう併せてお願いします。

記

1 環境影響評価の項目にかかわる事項

- (1) 供用時の自動車等の排出ガスに係る大気質について、現状の廃棄物運搬車両による影響を検討したうえで、必要に応じて環境影響評価項目に選定すること。
- (2) 工事の実施に係る水質について、造成計画、対象地域の降水の状況及び沈殿槽の能力等を検討したうえで、必要に応じて環境影響評価項目に選定すること。
- (3) 樹木の伐採について、活動要素として選定したうえで、必要に応じて環境影響評価項目を見直すこと。

2 調査、予測及び評価の手法にかかわる事項

(1) 大気質にかかわる事項

- ア ダウンウォッシュの発生について、煙突及び建物の形状や位置による影響を検討したうえで、適切な手法により予測、評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討すること。
- イ 建設機械稼働による粉じん等に係る予測対象時期について、既存施設の解体工事が新工場の稼働後に行われることから、新工場の建設時から既存施設の解体時までの施工期間の中で影響が最大となる時期を設定すること。
- ウ 工事車両による沿道大気質について、浮遊粒子状物質に係る日平均値の2%除外値又は二酸化窒素に係る日平均値の年間98%値の換算方法を明らかにしたうえで、適切に予測、評価すること。なお、換算方法として統計モデルを採用する場合には、地域の状況を踏まえるとともに最新のデータを用いること。

(2) 騒音、振動にかかわる事項

- 既存施設の解体時の騒音及び振動について、新工場の稼働による影響を加味して、適切に予測、評価すること。

(3) 低周波音にかかわる事項

- 「基準又は目標との整合性に係る評価」について、事業計画に係る目標を最新の科学的知見等を考慮して設定したうえで、適切に予測、評価すること。

(4) 悪臭にかかわる事項

悪臭について、既存施設の排ガス中の臭気濃度等を調査し、その結果を予測、評価に反映させること。

(5) 動物にかかわる事項

事業実施区域内に生息しているチョウゲンボウについて、学識経験者等専門家の意見を聴きながら環境影響評価を実施するとともに、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

(6) 生態系にかかわる事項

注目種等について、必要に応じて生育・生息状況を把握するための現地調査を実施すること。特に、チョウゲンボウについては、事業実施区域内に生息している上位種であることから、事業実施による餌生物への影響も考慮し、予測、評価すること。